

執筆者:

E-mail✉ [平家 正博](mailto:masahiro.hirayama@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [Daniel Moris](mailto:daniel.moris@nishimura-asahi.com)

## I はじめに

2022年6月、世界貿易機関(以下「WTO」という。)の第12回閣僚会議において、漁業補助金協定(以下「漁業補助金協定」又は「本協定」という。)が全会一致で採択された。2015年「持続可能な開発目標(SDGs)」目標14.6が、「過剰漁獲能力や過剰漁業につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する」との目標を掲げる中で、同協定は、各国政府による有害な漁業補助金について規制する。

本ニュースレターでは、第II章において本協定の沿革及び現状を簡単に説明し、第III章において本協定の主要な規定を確認した上で、第IV章で今後の展望を考察する。

## II 本協定の沿革及び現状

2017年12月にブエノスアイレスで開催された第11回閣僚会議でのWTO加盟国の合意<sup>1</sup>に基づき、2021年5月11日に最初の草案がWTO加盟国に提示された<sup>2</sup>。そして、複数回にわたる交渉と2つの改定草案の回覧の後<sup>3</sup>、2022年6月12日から17日にジュネーブで開催された第12回閣僚会議において最終的な本協定が全会一致で採択された。

漁業補助金協定は、現在のWTO加盟国164か国の3分の2(110か国)が批准した時点で、発効する。直近では、米国が2023年4月11日に、EUが2023年6月7日に批准するなど、WTO加盟国による批准が進んでおり<sup>4</sup>、漁業補助金協定の正式発効が近づいていることから、その規定を理解する重要性は高まっている。

<sup>1</sup> 2017年12月13日付閣僚決定(WT/MIN(17)/64)。同決定では、「2019年の閣僚会議までに、過剰漁獲能力及び過剰漁獲につながる特定の形式の漁業補助金を禁止する包括的かつ効果的な規律に合意することを目指して漁業補助金について引き続き建設的に交渉し、開発途上の加盟国及び後発開発途上の加盟国に対する適切かつ効果的な、特別な待遇を、当該交渉の不可分の要素とすべきであることを認識した上で、[違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業(以下「IUU 漁業」という)]につながる補助金を撤廃する。」旨が規定されている。

<sup>2</sup> 漁業補助金に関する議長テキスト草案(TN/RL/W/276)。

<sup>3</sup> 漁業補助金に係る統合された議長テキスト改定草案(TN/RL/W/276/Rev.1)及び漁業補助金に係るテキスト改定草案(TN/RL/W/276/Rev.2)。

<sup>4</sup> 批准国はWTOのウェブサイトに掲載されている([https://www.wto.org/english/tratop\\_e/rulesneg\\_e/fish\\_e/fish\\_acceptances\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/rulesneg_e/fish_e/fish_acceptances_e.htm))。

### III 本協定の内容

#### 1. 適用範囲

漁業補助金協定の適用範囲については、「補助金及び相殺措置に関する協定 1.1 に規定する補助金であって、同協定第二条に規定する特定性を有するもののうち、海洋における野生の捕獲漁業及び海上における漁獲関連活動に対して交付されるものについて適用する」と規定されている(漁業補助金協定 1 条)<sup>5</sup>。したがって、漁業補助金協定は、海面漁獲漁業に対する補助金のみを対象とし、養殖や内水面漁業に対する補助金は対象としない。

#### 2. 禁止される補助金

漁業補助金協定の主な特徴の 1 つとして、一定類型の漁業補助金が、禁止されている。

##### (1) IUU 漁業に対する補助金

漁業補助金協定は、IUU 漁業や IUU 漁業を補助する漁獲関連活動に従事する船舶又は運航者に対する補助金を交付し、又は維持してはならないとする(漁業補助金協定 3.1 条)。

船舶や運航者が IUU 漁業に従事しているかは、沿岸国である加盟国、旗国である加盟国又は関連する地域漁業管理機関/枠組み(以下「RFMO/A」という。)の決定に基づくとされている(漁業補助金協定 3.2 条)。沿岸国である加盟国が上記決定を下す場合には、当該加盟国が、旗国である加盟国又は知っている場合には補助金を交付している加盟国に対して、(i)調査について適時に通報を行うこと、(ii)決定に先立って情報交換の機会を設けること、(iii)最終決定及び制裁について通報することなど、一連の手続が定められている(漁業補助金協定 3.3 条)。

また、補助金の交付の禁止は、少なくとも、(i)沿岸国である加盟国が課す制裁の有効期間又は(ii)補助金の交付を受ける船舶若しくは運航者が RFMO/A の一覧に掲載されている期間のうち、いずれか長い方の期間、適用され続けるとされている(漁業補助金協定 3.4 条)。

##### (2) 濫獲資源に関する漁業に対する補助金

漁業補助金協定は、濫獲された資源に関する漁獲及び漁獲関連活動に対する補助金を交付し、又は維持してはならないとする(漁業補助金 4.1 条)。魚類資源が濫獲されているかは、漁獲が行われる場所を管轄する沿岸国である加盟国により、又は関連する RFMO/A により、入手可能な最良の科学的証拠に基づいて判断される(漁業補助金協定 4.2 条)。なお、加盟国は、生物学的に持続可能な水準に濫獲された資源を回復させるために交付される補助金については、この禁止の対象とはならない(漁業補助金協定 4.3 条)。

##### (3) 無管理漁業に対する補助金

漁業補助金協定は、沿岸国である加盟国又は沿岸国である非加盟国の管轄外かつ関連する RFMO/A の権限の外で行われる(すなわち、規制されていない外洋における)漁獲又は漁獲関連活動に対する補助金を行使し、又は維持してはならないとする(漁業補助金協定 5.1 条)。

<sup>5</sup> 「漁獲」とは、「魚類を探索し、引き寄せ、探知し、若しくは採捕すること又は魚類を引き寄せ、探知し、若しくは採捕する結果になると合理的に予想し得る活動」をいい、「漁獲関連活動」は、「漁獲を補助し、又は準備するための作業(従前に港に陸揚げされていない魚類の陸揚げ、包装、加工、転載又は輸送並びに海上における人員、燃料、漁具及び他の物品の提供を含む。)」をいうと定義されている(漁業補助金協定 2 条)。

### 3. 発展途上国及び後開発途上国に対する特別な待遇

漁業補助金協定には、発展途上国及び後開発途上国に特別待遇を付与する規定も含まれている。

例えば、漁業補助金協定の発効から 2 年間、発展途上国(後発展途上国を含む)が交付し、又は維持する自国の排他的経済水域内における補助金は、IUU 漁業に関する禁止規定(上記 2(1))、及び濫獲された資源に関する漁獲に関する禁止規定(上記 2(2))の対象とはならない旨の「平和条項」(peace clause)が設けられている(漁業補助金協定 3.8 条及び 4.4 条)。

また、発展途上国(後発展途上国を含む)に対しては、本協定の実施のため、技術援助及び能力の開発に関する援助を行うとともに、当該援助のための任意の資金供与の仕組み(以下「WTO 漁業資金供与メカニズム」という。)を設置することが定められている(漁業補助金協定 7 条)。なお、WTO 漁業資金供与メカニズムには、日本が最初に寄付を行い、カナダ、ドイツ、オーストラリア及びオランダが続いた。

さらに、後開発途上国については、加盟国が「後開発途上国加盟国に係る問題を提起することについて妥当な自制を行うものとし、解決を検討する場合において、当該後開発途上国加盟国の個別の事業があるときは、これを考慮する」とされている(漁業補助金協定 6 条)。

### 4. 紛争解決

本協定に基づき紛争が生じた場合、WTO の紛争解決制度が適用されるとされている(漁業補助金協定 10.1 条)。特に、上記 2 で挙げた禁止補助金について、WTO 補助金協定の禁止補助金に適用される紛争解決制度に関する特別な規定(手続の短縮化、違反認定された場合の履行強化等)が、適用されるとされている(漁業補助金協定 10.2 条)。

### 5. 未解決の問題

漁業補助金協定には、交渉中に議論されたものの、最終的に漁業補助金協定に含まれなかった規定も存在する。

例えば、草案段階では、過剰漁獲能力及び過剰漁獲につながる補助金(とりわけ、船舶の建造、取得又はアップグレード、燃料購入に対する補助金及び人件費に対する補助金を含む。)についての規定も存在したが<sup>6</sup>、加盟国間の意見の相違を埋めることができず、最終的には、係る規定は漁業補助金協定には含まれなかった<sup>7</sup>。なお、米国は、漁業補助金協定の前文、IUU 漁業に対する補助金について規定する 3 条、及び透明性義務について規定する 8 条の中で、強制労働に言及したり、強制労働に関する通報義務を定める文言を含めることを提案したが<sup>8</sup>、当該提案は、草案には盛り込まれなかった。

<sup>6</sup> 例えば、漁業補助金に関する議長テキスト草案(TN/RL/W/276)の第 5 条参照。

<sup>7</sup> WTO の報告書(“Report By The Chair, H.E. MR Santiago Wills To The Negotiating Group On Rules”)(TN/RL/35)の第 16-19 項参照。

<sup>8</sup> 特に、米国は、2021 年 5 月に公表した提案書で、例えば、次の文言を含めることを提案した。

- ・ 前文に「漁業補助金に対する効果的な規律及び透明性の向上が、漁船での強制労働の使用を防止し、停止させる加盟国の取り組みに寄与できることを認識する」との文言を追記。
- ・ 3 条柱書に「加盟国は、漁船での強制労働の使用が、多くの場合、IUU 漁業に関連していること、したがって IUU 漁業又は当該漁業を支援する漁獲関連活動に従事する船舶及び運航者に対する補助金に対する効果的な規律は、漁船での強制労働を根絶する加盟国の取り組みに寄与することができることを認識する」との文言を追記。
- ・ 8.2 条が定める、委員会への通報義務の対象に、「加盟国が強制労働の使用を合理的に示す情報を持っている船舶及び運航者、並びに可能な範囲の関連情報」を追記。

漁業補助金協定に合意する上で、未解決とされた問題(特に、過剰漁獲能力及び過剰漁獲につながる補助金の問題)については、2024年2月に開催される第13回閣僚会議に向けて引き続き交渉されることが予定されており<sup>9</sup>、本協定が効力を生じてから4年以内に漁業補助金に関する「包括的な規律」が採択されない場合、本協定は終了する旨の終了条項が盛り込まれた(漁業補助金協定12条)。


## IV 今後の展望

本協定は、WTO加盟国の3分の2が批准した時点で、批准した加盟国に適用されるが、未批准の加盟国には適用されない。もともと、漁業補助金協定が、第12回閣僚会議において全会一致で採択されたことを考慮すると、今後も、WTO加盟国による批准が続くと考えられる。また、上記のとおり、WTO加盟国の間では、漁業補助金に関する包括的な規律の実現に向けて交渉が継続されるが、特に、過剰漁獲能力及び過剰漁獲につながる補助金について、日本は、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金は禁止すべきだが、補助金供与国が、適切な漁業管理が行われていることを示すことができる場合には禁止されないとの立場と報じられるなど<sup>10</sup>、WTO加盟国間でも立場の違いがある論点であることから、日本の漁業補助金政策への影響を含めて、交渉の進展を引き続き注視する必要がある。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<https://ustr.gov/sites/default/files/IssueAreas/Trade%20Organizations/WTO/US.Proposal.Forced.Labor.26May2021.final%5B2%5D.pdf>

<sup>9</sup> 2022年6月17日付閣僚決定(WT/MIN(22)/33, WT/L/1144)。

<sup>10</sup> 農水省の公表資料(「WTO 漁業補助金交渉の経緯」)([https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/pdf/202207\\_wto\\_Fish.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/pdf/202207_wto_Fish.pdf))